ハ　名目速度（端末系伝送路設備と利用者の電気通信設備との間の通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。第八号の二ヘにおいて同じ。）に関する国際的な標準への適合状況に関する説明書

ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

［六・七　略］

八　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備　次に掲げる書類

［イ～リ　略］

八の二　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

ロ　交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備の設備構成図（これらの設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能を論理的に構成する場合にあつては、当該機能に係る論理的な構成を具体的に示した設備構成図を含む。）並びにこれらの接続構成図

ハ　交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書

ニ　交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における耐震措置の状況に関する説明書

ホ　電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ヘ　名目速度に関する国際的な標準への適合状況に関する説明書

ト　その他イからヘまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第二項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

九　法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備　次に掲げる書類

［イ　略］

ロ　第八号ロからホまでに掲げる書類

［ハ　略］

［十～十四　略］

［2　略］

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）

第四十条　法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による同項の電気通信役務の提供条件概要説明には、第二十二条の二の三第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［六・七　同上］

八　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備　次に掲げる書類

［イ～リ　同上］

［新設］

九　［同上］

［イ　同上］

ロ　前号ロからホまでに掲げる書類

［ハ　同上］

［十～十四　同上］

［2　同上］

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）

第四十条　［同上］